

保険医療機関設置基準

当病院は、厚生労働大臣が定める基準による看護および食事サービスを行っている保険医療機関です。

1. 当病院は、以下のとおり職員を配置しております。

●回復期リハビリテーション病棟入院料 1

(1日に看護を行う看護職員の数)	入院患者さま 13 名 : 1 名	看護職員
(1日に看護補助を行う職員の数)	入院患者さま 30 名 : 1 名	看護補助職員

●緩和ケア病棟入院料 2

(1日に看護を行う看護職員の数)	入院患者さま 7 名 : 1 名	看護職員
------------------	------------------	------

2. 当病院は、入院治療をより良く行うために必要な療養環境を整えています。

【床面積】	病棟 : 16 m ² 以上/人	病室 : 6.4 m ² 以上/人
【病室定員】	4 名以下/病室	
【廊下幅】	片側居室 : 1.8m以上	両側居室 : 2.7m以上

3. 当病院は、リハビリテーション施設として、治療・訓練を十分に実施できる施設・器具・体制を備えています。

●脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	●運動器リハビリテーション料 (I)
●集団コミュニケーション療法料	●呼吸器リハビリテーション料 (I)

4. 当病院は、入院患者さまにより良い食事サービスをさせて戴きます。

●入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

5. 薬剤管理指導料

●入院中の患者さまに対し、患者さまごとに適切な薬学的管理をさせて戴きます。

6. その他の基準

●診療録管理体制加算 2	●認知症ケア加算 3	●がん治療連携指導料
●データ提出加算 2	●データ提出加算 4	●CT 撮影及び MRI 撮影
●外来リハビリテーション診療料	●神経学的検査	●感染対策向上加算 3
●入退院支援加算 1	●医療 DX 推進体制整備加算	